

平成 19 年度普通会計決算にみる財政状況

- 1 決算規模について P 1
- 2 決算収支について P 2
- 3 歳入について P 3
- 4 歳出について P 4
- 5 財政構造について P 6
- 6 特別会計への繰出状況について . . . P 8
- 7 地方債及び 3 基金の状況について . . P 9
- 8 健全化判断比率の状況について . . . P 9

総務部 財政課

本資料は、「地方財政状況調査」(決算統計)の調査要領により作成した統計数値の説明資料である。

「決算統計」は普通会計の純計を対象として全国統一の調査基準によって行われるため、一般会計の決算数値とは一致しない場合があり、平成 19 年度の本市の決算については、一般会計と授産場特別会計、小柳育英資金特別会計は普通会計の対象となっている。

1 決算規模について

平成 19 年度の決算規模は、歳入が 164 億 5,749 万 9 千円、歳出が 158 億 4,309 万 2 千円であり、これを前年度と比較すると、歳入は 1 億 4,286 万 7 千円（0.9%）の減、歳出は 2 億 358 万 5 千円（1.3%）の減となった。

歳入の主な特徴としては、一般財源の構造改革である所得税から個人住民税への税源移譲の完全実施に伴い、一般財源総額は、対前年度比 0.5%、5,743 万 1 千円の微増で、105 億 5,443 万 5 千円となっている。国庫支出金は 9.6%、1 億 2,269 万 4 千円の増で 14 億 362 万 5 千円。また、地方債については、三日月小学校増改築事業の完了や減税補てん債の廃止に伴い、8.7%、1 億 6,740 万円の減で、17 億 4,780 万円となっている。（表 3 参照）

また、歳出の主な特徴としては、教育費が三日月小学校増改築事業の減に伴い対前年度 12.0%、4 億 2,657 万 8 千円の減で、31 億 2,095 万 9 千円となっており、公債費は公的資金と市中銀行の繰上償還を行い 20.3%、3 億 4,310 万 8 千円増の 20 億 3,373 万 2 千円となっている。（表 4 参照）

表 1 決算規模の推移

（単位：千円、%）

年度	歳入決算額	増減率	経常一般財源	歳出決算額	増減率	経常経費充当一般財源
17	16,077,711	7.1	9,605,502	15,374,824	5.9	9,466,676
18	16,600,366	3.3	9,815,911	16,046,677	4.4	9,516,599
19	16,457,499	0.9	9,972,265	15,843,092	1.3	9,873,092

歳入の経常一般財源とは、毎年度経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入のこと（例：市税、普通地方交付税、各種交付金等）

歳出の経常経費充当一般財源とは、歳出において毎年継続して支出される経費（経常経費）に対して充当される経常一般財源のこと（例：人件費、扶助費、公債費等）

経常経費には経常的な特定財源が充当され、その未充当部分に経常一般財源が充てられる。経常一般財源は、この経常経費の未充当部分に充ててなお残余があるのが通常である。経常一般財源の残余については、臨時経費に充当される。よって経常経費に充当した残余の経常一般財源が大きいほど、臨時の財政需要に対して余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があることとなる。

2 決算収支について

- ・ 形式収支は、6億1,440万7千円で、対前年度6,071万8千円の増となった。
 - ・ 実質収支は、4億8,295万7千円で、対前年度4,338万7千円の増となった。
 - ・ 単年度収支は、4,338万7千円で、対前年度3,502万6千円の増となった。
 - ・ 実質単年度収支は、1億5,148万3千円で、対前年度1億4,170万1千円の増となった。
- 特徴として、翌年度に繰り越すべき財源が増加したことは、学校建設の通次繰越に加え、道整備交付金事業など補助事業の繰越が増加したためである。単年度収支が増加したことは新たな剰余を生み出したことによるものである。また、19年度については、公的資金や市中銀行の繰上償還を行っている。

表2 決算収支の状況

(単位:千円、%)

区分	19年度	18年度	増減額	増減率
形式収支(歳入歳出差引)	614,407	553,689	60,718	11.0
翌年度に繰り越すべき財源	131,450	114,119	17,331	15.2
実質収支 -	(A) 482,957	(B) 439,570	43,387	9.9
単年度収支 A-B	43,387	8,361	35,026	418.9
積立金	5,507	1,421	4,086	287.5
繰上償還	130,489	0	130,489	皆増
積立金取崩し額	27,900	0	27,900	皆増
実質単年度収支 + + -	151,483	9,782	141,701	1,448.6

3 歳入について

歳入の 35.8%を占める地方交付税は、対前年度比 1.0%、6,199 万 5 千円の減で、58 億 9,994 万 8 千円（普通交付税は 0.5%、2,789 万 9 千円増の 52 億 1,949 万 8 千円、特別交付税は 11.7%、8,989 万 4 千円減の 6 億 8,045 万円）となっている。主な要因は、特別交付税包括的措置が 7,667 万 5 千円（230,027 千円 153,352 千円）の減となったことによる。

その他、国庫支出金は 9.6%、1 億 2,269 万 4 千円増の 14 億 362 万 5 千円〔合併市町村補助金 2 億 6,753 万 6 千円（9,535 千円 277,071 千円）地域情報通信基盤整備推進交付金 4,000 万円（0 40,000 千円）道整備交付金 3,800 万円（0 38,000 千円）公立学校施設国庫負担金 1 億 9,415 万 3 千円（384,552 千円 190,399 千円）の減〕、県支出金は 7.9%、9,121 万 4 千円減の 10 億 6,675 万 7 千円〔強い農業づくり交付金 6,563 万円（0 65,630 千円）漁業経営構造改善事業補助金 2 億 4,349 万 4 万円（243,494 千円 0）担い手農地集積高度化促進事業補助金 5,498 万 5 千円（0 54,985 千円）県民税賦課徴収委託金 6,293 万 2 千円（40,303 千円 103,235 千円）合併市町村交付金（義務教育施設）4,600 万円（120,000 千円 74,000 千円）となっている。また、地方債については、三日月小学校増改築事業の完了や減税補てん債の廃止に伴い、8.7%、1 億 6,740 万円の減で、17 億 4,780 万円となっている。

（ ）内の数値は、（平成 18 年度 平成 19 年度）を示す。

表3 歳入の状況

（単位：千円、%）

	平成19年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	3,973,635	24.1	501,303	14.4
地方譲与税	181,197	1.1	321,315	63.9
各種交付金	466,289	2.8	5,850	1.3
うち地方消費税交付金	361,738	2.2	3,317	0.9
地方特例交付金等	33,366	0.2	66,412	66.6
地方交付税	5,899,948	35.8	61,995	1.0
使用料・手数料	295,319	1.8	24,295	7.6
国庫支出金	1,403,625	8.5	122,694	9.6
うち普通建設事業費支出金	586,369	3.6	157,677	36.8
都道府県支出金	1,066,757	6.5	91,214	7.9
繰入金	148,286	0.9	5,635	4.0
繰越額	333,689	2.0	149,198	30.9
地方債	1,747,800	10.6	167,400	8.7
うち減税補てん債		0.0	35,400	100.0
うち臨時財政対策債	632,600	3.8	64,700	9.3
その他	907,588	5.5	103,480	12.9
うち諸収入中貸付金元利収入	83,976	0.5	131	0.2
歳入合計	16,457,499	100.0	142,867	0.9
うち一般財源	10,554,435	64.1	57,431	0.5

4 歳出について

(1) 目的別歳出の状況

増額費目のうち民生費は、児童手当の改正〔5,917万円(343,775千円 402,945千円)〕、母子家庭の増加〔1,482万7千円(157,863千円 172,690千円)〕、老人保健特別会計繰出金の増加〔4,688万円(377,852千円 424,732千円)〕により、対前年度比4.3%、1億7,973万5千円の増で、43億4,664万5千円。消防費は、市町村合併に伴う防災行政無線設備(逓次繰越含む)の統合整備〔2億4,346万4千円(3,832千円 247,296千円)〕により、対前年度比42.7%、2億9,857万2千円の増で、9億9,705万5千円となっている。また、公債費については、公的資金・市中銀行借入金の繰上償還〔1億3,048万9千円(0 130,489千円)〕を行ったため、対前年度比20.3%、3億4,310万8千円の増で、20億3,373万2千円となっている。

また、減額費目では、総務費については、積立金の減〔4億5,116万6千円(468,933千円 17,767千円)〕等により、対前年度比16.3%、3億5,771万2千円の減で、18億3,923万6千円。農林水産業費は、担い手農地集積高度化促進事業補助金〔1億997万6千円(0 109,976千円)〕・強い水産業づくり交付金事業(漁業経営構造改善事業)の減〔3億9,778万2千円(397,782千円 0)〕等により、対前年度比15.7%、2億1,501万9千円の減で、11億5,338万円。教育費は、三日月小学校増築事業等の減〔9億4,566万3千円(958,512千円 12,849千円)〕、小城中学校改築事業の増〔4億2,614万5千円(790,395千円 1,216,540千円)〕等により、対前年度比12.0%、4億2,657万8千円の減で、31億2,095万9千円となっている。

()内の数値は、(平成18年度 平成19年度)を示す。

表4 目的別歳出の状況

(単位:千円、%)

	平成19年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率
議会費	227,571	1.4	3,376	1.5
総務費	1,839,236	11.6	357,712	16.3
民生費	4,346,645	27.4	179,735	4.3
衛生費	1,074,705	6.8	32,467	2.9
労働費	10,316	0.1	50	0.5
農林水産業費	1,153,380	7.3	215,019	15.7
商工費	171,490	1.1	11,178	6.1
土木費	843,101	5.3	23,156	2.8
消防費	997,055	6.3	298,572	42.7
教育費	3,120,959	19.7	426,578	12.0
災害復旧費	24,902	0.2	8,528	25.5
公債費	2,033,732	12.8	343,108	20.3
歳出合計	15,843,092	100.0	203,585	1.3

(2) 性質別歳出の状況

性質別では、人件費のうち職員給は、退職不補充や早期退職勧奨〔職員給 2,399万9千円(2,137,663千円 2,113,664千円) / 退職手当負担金 1,527万8千円(334,173千円 349,451千円)〕により、対前年度比 0.2%、694万8千円の減で、35億1,841万6千円。扶助費は、児童手当の改正と母子家庭の増加により、対前年度比 3.6%、7,225万6千円の増で、20億5,865万円。公債費は、公的資金・市中銀行借入金の上償還も相まって、対前年度比 20.3%、3億4,310万8千円の増で、20億3,373万2千円となっている。

投資的経費では、補助事業費は、地域情報通信基盤整備事業〔9,800万円(0 98,000千円)〕、担い手農地集積高度化促進事業補助金〔1億997万6千円(0 109,976千円)〕、小城中学校改築事業〔4億2,614万5千円(790,395千円 1,216,540千円)〕、防災行政無線設備整備事業〔2億4,346万4千円(3,832千円 247,296千円)〕の増や、強い水産業づくり交付金事業(漁業経営構造改善事業)〔3億9,778万2千円(397,782千円 0)〕、三日月小学校増築事業〔9億4,566万3千円(958,512千円 12,849千円)〕の減等により、対前年度比 11.1%、2億4,959万8千円の減で、19億9,490万1千円。また、単独事業費は、土地改良施設維持管理適正化事業〔5,762万4千円(128,250千円 70,626千円)〕、市道新設改良事業・街路事業〔1億5,233万8千円(252,208千円 99,870千円)〕等の減等により、対前年度比 20.4%、1億8,379万8千円の減で、7億1,723万1千円となっている。

()内の数値は、(平成18年度 平成19年度)を示す。

表5 性質別歳出の状況

(単位:千円、%)

	平成19年度			
	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	7,610,798	48.0	408,416	5.7
人件費	3,518,416	22.2	6,948	0.2
うち職員給	2,113,664	13.3	23,999	1.1
うち基本給	1,408,257	8.9	34,461	2.4
うちその他の手当	705,407	4.5	10,462	1.5
うち退職金	349,451	2.2	15,278	4.6
扶助費	2,058,650	13.0	72,256	3.6
公債費	2,033,732	12.8	343,108	20.3
投資的経費	2,737,034	17.3	441,924	13.9
普通建設事業費	2,712,132	17.1	433,396	13.8
うち補助事業費	1,994,901	12.6	249,598	11.1
うち単独事業費	717,231	4.5	183,798	20.4
その他の経費	5,495,260	34.7	170,077	3.0
うち物件費	1,753,990	11.1	24,163	1.4
うち補助費等	1,893,436	12.0	148,408	8.5
うち積立金	77,700	0.5	423,967	84.5
うち貸付金	75,720	0.5	120	0.2
うち繰出金	1,537,829	9.7	100,601	7.0
歳出合計	15,843,092	100.0	203,585	1.3

5 財政構造について

経常収支比率

財政の弾力性を示す経常収支比率は93.1%で、前年度(90.2%)に比べ2.9ポイント上昇。

財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常的な一般財源(臨時財政対策債を含む。)がどの程度充当されているかを見るものである。

充当後の残が大きいほど臨時的な財政需要に対して対応することができる。一般市にあっては、75%程度が妥当と考えられてきたが、近年では扶助費の増加や税の減収等により、どの団体も比率が高くなってきている。

経常収支比率の算出

経常経費充当一般財源	9,873,092千円……
経常一般財源総額	9,972,265千円……
臨時財政対策債	632,600千円……
	$\div (\quad + \quad) \times 100 = 93.1\%$

一般財源総額は、対前年度 57,431 万円の増となっているが、歳出に関しては、年々市債の償還が増えてきている状況で繰上償還を除く償還額が約2億円伸びてきたことや、下水道特別会計等への繰出金が増加傾向にあることから経常収支比率上昇の要因となっている。

(単位:%)

	16年度	17年度	18年度	19年度
経常収支比率	93.3	90.9	90.2	93.1

実質公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する実質公債費比率は8.6%で、前年度(8.0%)に比べ0.6ポイント上昇。

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものである。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。18%以上の団体になると引き続き地方債の発行に国の許可が必要になり、25%以上の団体になれば一般事業等の起債が制限される。

実質公債費比率の算出

$$\frac{\begin{array}{cccccccccccc} + & + & + & + & + & - & - & - & - & - & - & - \\ \hline + & + & - & - & - & - & - & - & - & - & - & - \end{array}}{\quad} \times 100$$

公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る部分を除く)	1,873,683 千円
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	0 千円
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	284,235 千円
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	51,575 千円
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(利子補給等に係るもののうち、元金補給分除く。)	35,888 千円
一時借借り入金の利子	0 千円
災害復旧費等に係る基準財政需要額	531,007 千円
標準税収入額等	4,694,855 千円
普通交付税額	5,219,498 千円
臨時財政対策債発行可能額	632,682 千円
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	503,637 千円
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	229,316 千円
災害復旧等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	530 千円
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	73,405 千円
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	19,541 千円

平成 19 年度 9.66250

平成 18 年度 8.63373

3カ年平均 8.6 (小数点第2位以下切り捨て)

平成 17 年度 7.64099

(単位: %)

	17 年度	18 年度	19 年度
実質公債費比率	7.3	8.0	8.6

実質公債費比率は年々増加傾向にある。これは、公債費充当一般財源 や公営企業(下水道)に対する地方債償還財源の繰入金 が増加傾向にあることによる。

財政力指数

財政力（一般財源に余裕があるかどうか）を示す財政力指数は、0.483で前年度（0.458）に比べ0.025上昇。

地方公共団体の財政力を示す指標。地方交付税法により基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年の平均値で、1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされている。

財政力指数の算出

基準財政収入額(3657,824千円) ÷ 基準財政需要額(7,447,135千円) = 0.491

平成19年度 0.491

平成18年度 0.484 3カ年平均 0.483

平成17年度 0.474

	17年度	18年度	19年度
財政力指数	0.433	0.458	0.483

6 特別会計への繰出の状況について

特別会計への繰出金の総額は、対前年度比7.0%、1億82万8千円の増で15億3,782万9千円となっている。下水道事業（1,687万6千円）、国民健康保険事業（1,084万8千円）、老人保健医療事業（5,719万4千円）と佐賀中部広域連合の介護保険事業（369万9千円）全ての繰出が増加している。但し、簡易水道事業は、地方債（公的資金）の繰上償還（1,225万7千円）を行ったため増となっているが、これを控除すると実質的には例年と変わらない。

表6 特別会計への繰出の状況

(単位:千円、%)

会計別	19年度	18年度	比較 (H19-H18)	増減率
簡易水道事業	18,730	6,519	12,211	187.3
下水道事業	365,376	348,500	16,876	4.8
国民健康保険事業会計	303,123	292,275	10,848	3.7
老人保健医療事業会計	448,494	391,300	57,194	14.6
介護保険事業会計 (佐賀中部広域連合)	402,106	398,407	3,699	0.9
計	1,537,829	1,437,001	100,828	7.0

7 地方債及び3基金の状況について

地方債現在高は、180億1,109万3千円で、前年末より8,932万7千円増加した。要因としては、償還元金が16億5,847万3千円に対し、発行額が17億4,780万円であったため、その差額分が増加した。

3基金（財政調整基金・減債基金・公共施設整備基金）の現在高は、48億4,289万9千円で前年末より2億889万5千円増加した。決算剰余金を2億2,000万円積み立て、財源調整をした結果である。

表7 地方債現在高の状況 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
地方債現在高	17,324,885	17,921,766	18,011,093

表8 3基金の状況 (単位:千円)

	19年度	18年度	比較 (H19-H18)
財政調整基金	1,413,297	1,435,539	22,242
減債基金	1,656,655	1,531,703	124,952
公共施設整備基金	1,772,947	1,666,762	106,185
3基金残高合計	4,842,899	4,634,004	208,895

8 健全化判断比率の状況について

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		8.6	

実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率について、「-」となっているのは、赤字額が算出されないことと、財政規模に対し将来の負担額より充当可能資産の方が上回っているためである。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月施行され、健全化判断比率は、平成20年に公表することになっている。

実質赤字比率

(1) 早期健全化基準については、現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準(市町村 2.5%～10%、都道府県 2.5%)と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じ 11.25～15%、都道府県は 3.75%と定められている。本市の場合は 13.25%となる。

(2) 財政再生基準については、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%と定められている。

実質赤字比率の算出

一般会計等の実質赤字額(482,957) ÷ 標準財政規模(10,547,035) = 4.57

実質赤字額は、実質収支額が黒字額なので負の値で表している。

標準財政規模の数値は、「標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額」の数値を表すようになっている。

連結実質赤字比率

(1) 早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村は財政規模に応じ 16.25～20%、都道府県については 8.75%と定められている。本市の場合は、18.25%となる。

(2) 財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に(1)と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%と定められている。

連結実質赤字比率は、法で導入された新しい指標であることに鑑み、財政運営に大きな制約を与える財政再生基準については、3年間の経過的な基準(10～5%引上げ)を設ける。

連結実質赤字比率の算出

連結実質赤字額(2,773,035) ÷ 標準財政規模(10,547,035) = 26.29%

連結実質赤字額は、一般会計等の実質収支額 + 国民健康保険特別会計・老人保険特別会計の実質収支額 + 水道事業会計・病院事業会計の資金不足額(剰余額) + 簡易水道特別会計・下水道特別会計の資金不足額(剰余額)の合計である。本市の場合のすべて黒字の合計になり赤字額として表示している。

実質公債費比率

「5 財政構造」(6P)に掲載

将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は 350%、都道府県及び政令市は 400%とする。

将来負担比率の算出

将来負担比率 =	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
----------	--

- ・将来負担額:イからチまでの合計額(28,557,342 千円)A
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高 18,011,093 千円
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第 5 条の各号の経費等に係るもの) 116,009 千円
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額 6,617,597 千円
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 685,416 千円
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 3,218,635 千円
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 0 千円
 - ト 実質連結赤字額 0 千円
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 0 千円
- ・充当可能基金額:イからへまでの償還等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金 (16,532,140 千円)B
- ・特定財源見込額(246,360 千円)C
- ・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(17,052,209 千円)D
- ・標準財政規模(10,547,035 千円)E
- ・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(1,348,478 千円)F

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F} = 56.3$$

本市においては、将来の負担に対し充当可能財源の方が上回っているため 表示となっている。